

## 印鑑登録証明事務における旧氏対応等について

住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）の一部改正に伴い、令和元年 11 月 5 日から氏に変更があった者については、申出により住民票に旧氏の記載が可能となる。この制度改正に合わせて、印鑑登録証明事務についても、旧氏記載に対応するよう事務取扱いを見直す。

また、証明書自動交付機について、提供体制が確保できなくなるため、サービスを停止する。

### 1 主な改正内容

#### (1) 印鑑登録証明事務

- ア 住民票に旧氏が記録されている者は、旧氏を使用しての印鑑登録を可能とする。
- イ 印鑑登録事項に旧氏を追加する。
- ウ 住民票に旧氏が記録されている者については、印鑑登録証明書に旧氏を併記して交付する。
- エ 印鑑登録の抹消要件に、住民票に記録されている旧氏を変更し、又は削除した場合を追加する。

#### (2) 証明書自動交付事務

住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）を利用して、印鑑登録証明書及び住民票の写しを証明書自動交付機（以下「自動交付機」という。）にて交付するサービスを提供しているが、当該自動交付機の後継機生産の停止等に伴い、自動交付機借上期間満了時に証明書発行サービスを停止する。

### 2 住基カード所持者及び自動交付機利用の状況

- (1) 自動交付機を利用できる住民基本台帳カードを所持している者：679 人  
（令和元年 6 月 7 日現在）

- (2) 自動交付機の利用実績

平成 29 年度 住民票：242 通 印鑑証明：256 通

平成 30 年度 住民票：171 通 印鑑証明：207 通

### 3 今後のスケジュール

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 令和元年 9 月議会      | 文京区印鑑条例の一部改正条例を提案 |
| 10 月 10 日       | 区報、区ホームページ等にて周知   |
| 11 月 5 日        | 住民票旧氏併記申出受付開始     |
| 令和 2 年 7 月 31 日 | 自動交付機サービス停止       |